

名取市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

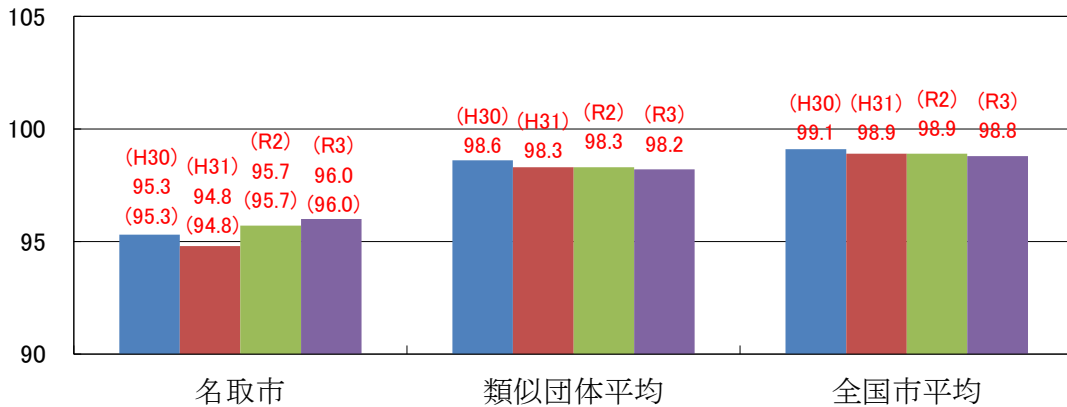
区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和元年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
2年度	79,655	51,379,598	1,481,918	5,263,955	10.2	11.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2年度	562	1,978,186	697,076	829,136	3,504,398	6,236	4,882

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ、及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [実施 未実施] □

<給料表の改定実施時期> 平成27年4月1日

<内容> 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合)従来より、国基準3%に対して名取市においても3%を支給している。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和3年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
名取市	41.3 歳	302,141円	386,846円	335,597円
宮城県	42.1 歳	318,668円	431,517円	354,807円
国	43.0 歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.6 歳	310,333円	391,928円	355,723円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
名 取 市	55.0 歳	36人	329,106円	356,073円	346,425円	—	—	—	—
用務員	54.8 歳	22人	328,800円	352,355円	345,864円	用務員	50.3 歳	235,200円	1.50
宮城県	53.1 歳	148人	309,944円	351,623円	330,688円	—	—	—	—
国	50.9 歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—
類似団体	52.0 歳	20人	327,371円	382,337円	359,764円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
名 取 市	—	—	—
用務員	5,327,700円	3,186,100円	1.67

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		名取市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	153,300円	—
	中学卒	132,300円	136,500円	—
教育職	大学卒	—	211,900円	—
	短大卒	163,100円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

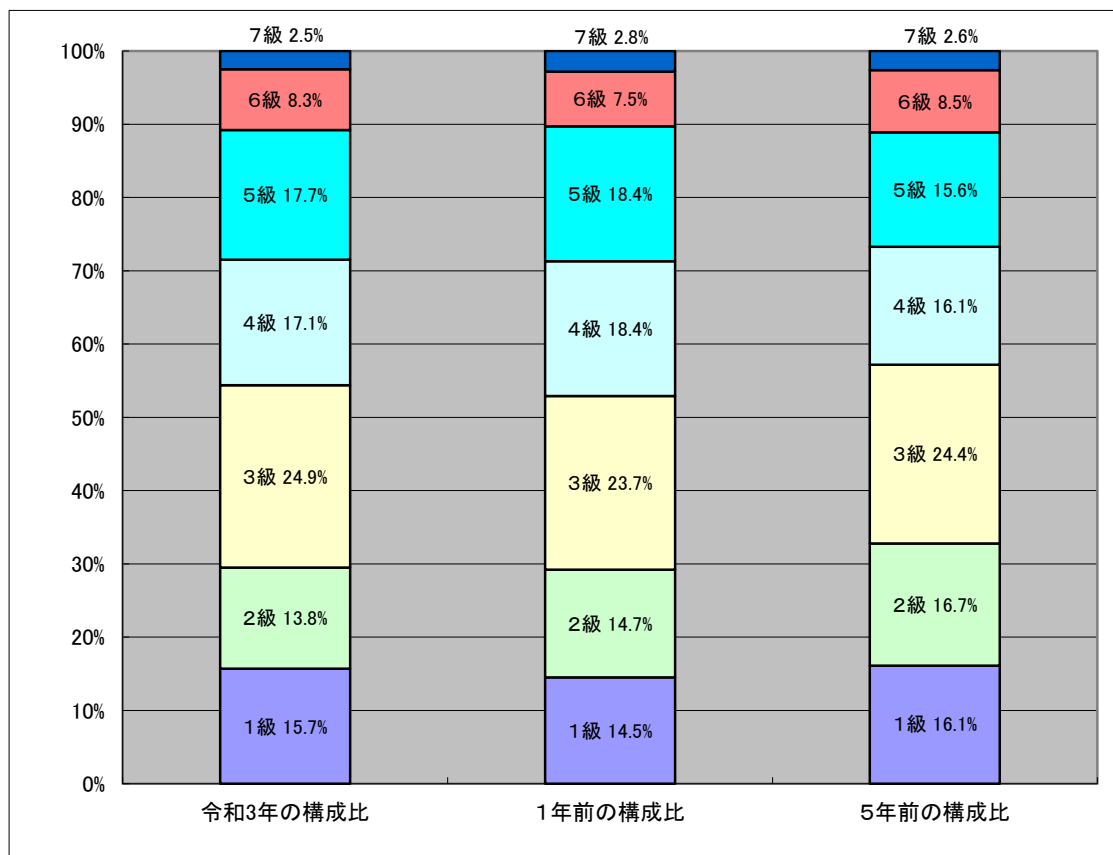
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	259,967円	300,800円	347,250円
	高校卒	220,167円	261,550円	—
技能労務職		—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和3年4月1日現在）

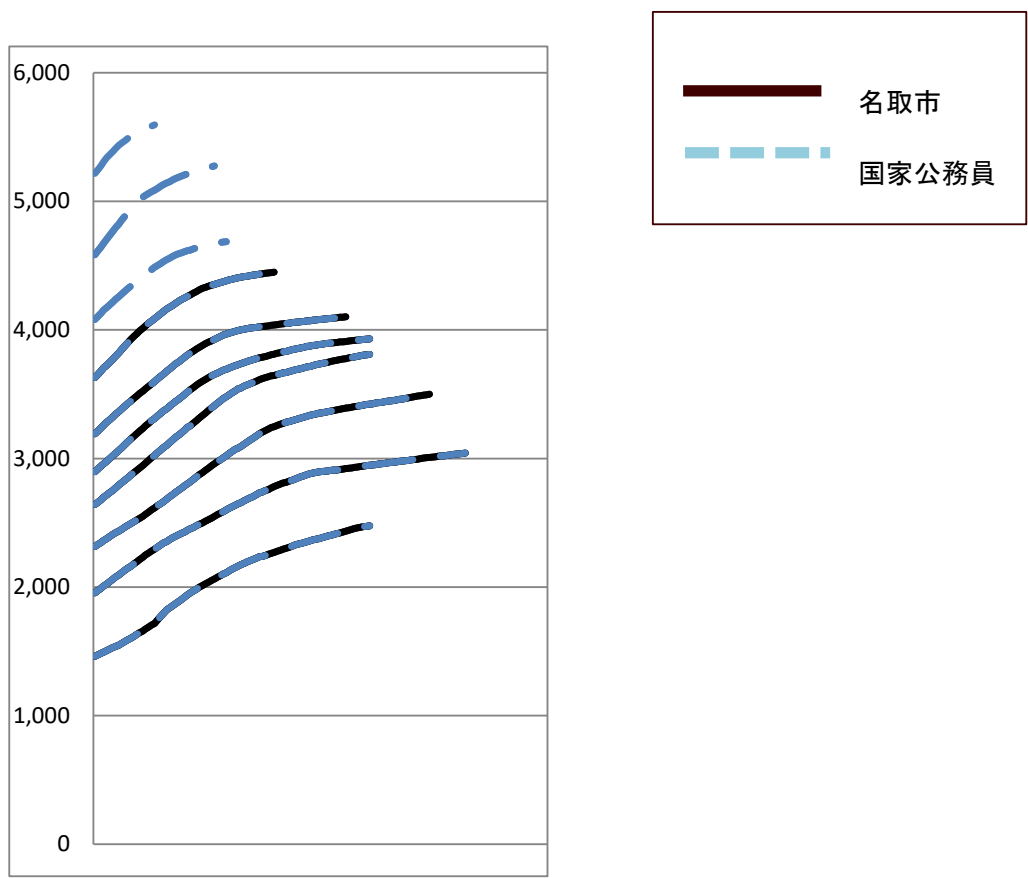
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師等の職務(主事、技師)	57人	15.7%	146,100円	247,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務(主事、技師)	50人	13.8%	195,500円	304,200円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務(主査、技術主査、係長)	90人	24.9%	231,500円	350,000円
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務(主幹、技術主幹、課長補佐)	62人	17.1%	264,200円	381,000円
5級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務(課長補佐、技術補佐)	64人	17.7%	289,700円	393,000円
6級	次長、課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務(参事、技術参事、課長、部次長)	30人	8.3%	319,200円	410,200円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務(部長)	9人	2.5%	362,900円	444,900円

- (注) 1 名取市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和3年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(名取市)

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を利用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

名 取 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,496 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,753 千円	1人当たり平均支給額(令和2年度) —
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~15 % (管理職加算) 0 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~20 % (管理職加算) 15~25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 (役職加算) 5~20 % (管理職加算) 10~25 %

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況(名取市)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を利用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

名 取 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続20年	19.6695月	24.586875月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続25年	28.0395月	33.27075月
勤続35年	39.7575月	47.709月	勤続35年	39.7575月	47.709月
最高限度額	47.709月	47.709月	最高限度額	47.709月	47.709月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)	(退職時特別昇給	無)
1人当たり平均支給額	20,725 千円		1人当たり平均支給額	—	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		59,798 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和2年度決算)		102,570 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	0 人	20 %
宮城県多賀城市	10 %	0 人	10 %
宮城県仙台市 宮城県富谷市	6 %	4 人	6 %
宮城県名取市 宮城県利府町	3 %	632 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		8,063 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		70,728 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		19.6 %	
手当の種類(手当数)		5種類(16)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	第1種 従事職員	市税の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
防疫業務手当	第1種 従事職員	感染症又は人体に感染症のある家畜伝染病が発生し、若しくは発生する恐れがある場合での感染症患者等の収容作業又は防疫業務	日額 800円
	第2種 従事職員	そ族昆虫駆除のための防疫薬剤等の調査又は散布作業	日額 500円
	第3種 従事職員	新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事した職員	日額 4,000円
不快手当	第1種 従事職員	行路死亡人取扱業務	1件につき 2,000円
	第2種 従事職員	行路病人取扱業務	1件につき 1,000円
	第3種 従事職員	と蓄等処理業務	1件につき 500円
外勤業務手当	第1種 従事職員	生活保護のための外勤業務	日額 200円
	第2種 従事職員	勤務時間外に用地交渉のための外勤業務	日額 500円
	第3種 従事職員	地籍調査等のための外勤業務	日額 200円
	第4種 従事職員	公営住宅使用料、下水道使用料及び受益者負担金等の滞納整理のための外勤業務	日額 300円
消防防災手当	第1種 従事職員	水火災防ぎょ(火災は放水した場合に限る。)活動	1回につき 300円
	第2種 従事職員	救助活動	1回につき 200円
	第3種 従事職員	救急業務(傷病者を搬送した場合に限る。)	1回につき } ・市内200円 ・市外300円
	第4種 従事職員	消防吏員の深夜勤務	1回につき 500円
	第5種 従事職員	救急業務に従事し、救急救命士法施行規則(平成3年厚生省令第44号)第21条に規定する救急救命処置	1回につき 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	209,767 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	413 千円
支給実績(令和元年度決算)	268,944 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	530 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度)」及び「支給実績(令和元年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円 子 10,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	47,344千円	214,226円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-16,000円 イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-27,000円)/2(上限額28,000円)	同じ	—	33,944千円	235,722円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～31,600円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,400円～27,800円	異なる	交通機関利用者の支給限度 ・・・月55,000円 交通用具の利用者 ・・・使用距離により2,000円～31,600円	28,778千円	57,903円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円+(規則により最高70,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・88,500円 理事・・・77,400円 部次長・・・72,700円 課長、工事検査監、保健センター所長、休日夜間急患センター事務長、水道事業所長、事務局長、消防署長、室長・・・62,300円 参事、技術参事、指導主事、学務専門員・・・51,900円 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・49,600円(4級の事務長は46,300円)	同じ	—	50,421千円	672,280円
管理職員特別勤務手当	ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に150/100を乗じて得た額 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて2,500円～4,000円	同じ	—	970千円	15,397円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	8,795千円	103,471円												
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に 勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	35,944千円	186,238円												
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務した職員 1回につき 4,400円	同じ	—	0千円	0円												
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他 地方公共団体から派遣された職員が住所又は 居所を離れて本市の区域に滞在する場合 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>滞在了期間\施設の利用</td> <td>公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)</td> <td>その他の施 設 (1日につき)</td> </tr> <tr> <td>30日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>6,620円</td> </tr> <tr> <td>30日を超え、60日以内の期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,870円</td> </tr> <tr> <td>60日を超える期間</td> <td>3,970円</td> <td>5,140円</td> </tr> </table>	滞在了期間\施設の利用	公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)	その他の施 設 (1日につき)	30日以内の期間	3,970円	6,620円	30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円	60日を超える期間	3,970円	5,140円	同じ	—	9,322千円	1,864,400円
滞在了期間\施設の利用	公用の施設又は これに準ずる施 設(1日につき)	その他の施 設 (1日につき)															
30日以内の期間	3,970円	6,620円															
30日を超え、60日以内の期間	3,970円	5,870円															
60日を超える期間	3,970円	5,140円															
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在 勤する職員に対し、11月から3月まで各月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—												

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給 料	市長	975,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,061,000円 / 455,000円
	副市長	788,000円	885,000円 / 547,600円
報 酬	議長	504,000円	737,000円 / 366,000円
	副議長	420,000円	653,000円 / 294,000円
	議員	395,000円	591,000円 / 266,000円
期 末 手 当	市長 副市長	(令和2年度支給割合) 3.35月分	
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.35月分	
退 職 手 当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×0.44	(1期の手当額) 20,592,000円 (支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×0.26	9,834,240円 任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

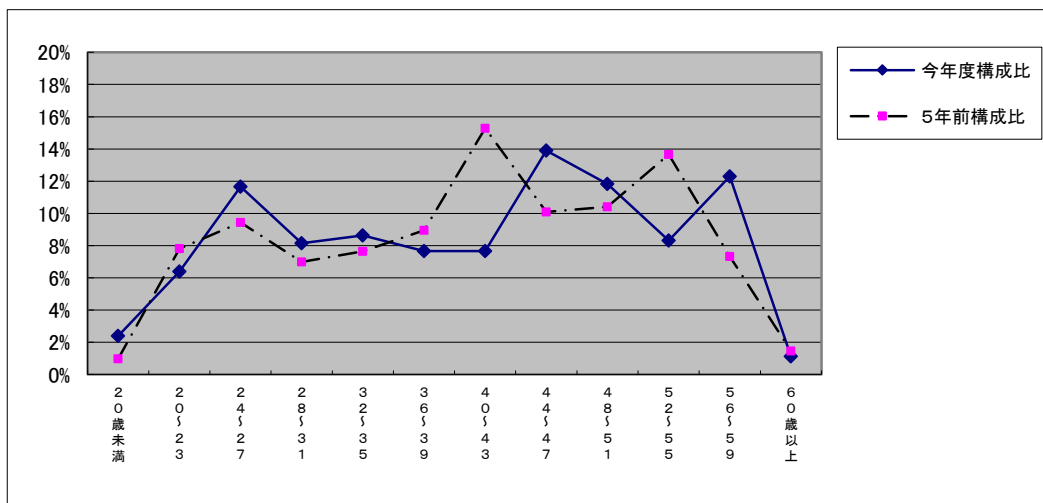
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和2年	令和3年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6人	6人	0人	中小企業等支援対策室の新設 事務量増への対応 新型コロナウイルスワクチン接種対策室の設置
		総務・企画	107人	106人	△ 1人	
		税 務	30人	29人	△ 1人	
		労 働	0人	0人	0人	
		農林水産	21人	21人	0人	
		商 工	8人	11人	3人	
		土 木	48人	48人	0人	
		民 生	114人	117人	3人	
	衛 生	34人	40人	6人		
		計	368人	378人	10人	〈参考〉人口1万当たり職員数 47.45人 (類似団体の人口1万当たり職員数50.28人)
	教 育	94人	91人	△ 3人	正職員から再任用職員への配置調整	
	消 防	100人	101人	1人		
	小 計	562人	570人	8人	〈参考〉人口1万当たり職員数 71.56人 (類似団体の人口1万当たり職員数63.64人)	
公営企業等	水 道	21人	21人	0人	組織見直し	
	下 水 道	12人	13人	1人		
	そ の 他	26人	22人	△ 4人		
	小 計	59人	56人	△ 3人		
合 計			621人 [656人]	626人 [656人]	5人 [△48人]	〈参考〉人口1万当たり職員数 78.59人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	15人	40人	73人	51人	54人	48人	48人	87人	74人	52人	77人	7人	626人
職員数	6人	48人	58人	43人	47人	55人	94人	62人	64人	84人	45人	9人	615人

←5年前人数

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部 門 別 \ 年 度	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	過去5年間 の増減数(率)
一般行政	364	372	374	367	368	378	14 (3.8%)
教育	89	86	87	90	94	91	2 (2%)
消防	95	97	100	99	100	101	6 (6.3%)
普通会計	548	555	561	556	562	570	22 (4%)
公営企業 等会計	67	66	64	63	59	56	△ 11 (△16.42%)
計	615	621	625	619	621	626	11 (1.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和元年度の総費用 に占める職員給与費比 率
2年度	千円 1,741,593	千円 501,819	千円 146,614	% 8.4	% 7.6

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 21	千円 89,043	千円 11,077	千円 23,460	千円 123,580	千円 5,885	千円 6,045

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
名取市	37.6 歳	287,307円	490,397円
団体平均	45.3 歳	335,096円	502,816円
事業者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

名 取 市		水道事業(団体平均)	
1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,493 千円		1人当たり平均支給額(令和2年度) 1,480 千円	
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(令和2年度支給割合) 期末手当 — 月分 (—) 月分 勤勉手当 — 月分 (—) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 (役職加算) 5~15 % (管理職加算) 0 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 —	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日)

名 取 市			水道事業(団体平均)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続20年	月	月
勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続25年	月	月
勤続35年	39.7575月	47.709月	勤続35年	月	月
最高限度	47.709月	47.709月	最高限度	月	月
その他の加算措置	定年前早期特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期特例措置	
退職時特別昇給	無		退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	- 千円		1人当たり平均支給額	668 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

支給実績(令和2年度決算)		2,608 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(令和2年度決算)		108,667 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都特別区	20 %	人	20 %
宮城県多賀城市	10 %	人	10 %
宮城県仙台市 宮城県富谷市	6 %	人	6 %
宮城県名取市 宮城県利府町	3 %	25 人	3 %

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日)

支給実績(令和2年度決算)		40 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		2,353円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		70.8%	
手当の種類(手当数)		1種類(2)	
特殊勤務手当の種類	支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道業務手当	第1種 従事職員	料金の滞納整理のため外勤業務	日額 300円
	第2種 従事職員	勤務時間外に事故発生のため緊急に勤務を命ぜられた場合の業務	1回につき 700円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	6,607千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	285千円
支給実績(令和元年度決算)	5,321千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	241千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度)」及び「支給実績(令和元年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(2年度決算)
扶養手当	配偶者、父母等 6,500円 10,000円 ・扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	2,244千円	280,500円
住居手当	1 借家、借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員・・・家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員・・・11,000円+(家賃-23,000円)/2	同じ	—	2,206千円	315,143円
通勤手当	交通機関利用者の支給限度・・・月55,000円 交通用具の利用者 ア 普通自動車以外 ・・・使用距離により2,000円～31,600円 イ 普通自動車 ・・・使用距離により2,400円～27,800円	同じ	—	1,253千円	73,706円
単身赴任手当	やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円+(規則により最高70,000円)	同じ	—	—	—
管理職手当	管理、監督の地位にある職員のうち、次の職員 会計管理者、消防長、部長、社会福祉事務所長、議会事務局長・・・88,500円 理事・・・77,400円 部次長・・・72,700円 課長、工事検査監、保健センター所長、休日夜間急患センター事務長、水道事業所長、事務局長、消防署長、室長・・・62,300円 参事、技術参事、指導主事、学務専門員・・・51,900円 場長、所長(出張所除く)、館長、園長、事務長・・・49,600円(4級の事務長は46,300円)	同じ	—	903千円	451,500円

管理職員特別勤務手当	ア 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて5,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は上記の額に150/100を乗じて得た額 イ 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した管理職手当の支給を受ける職員 支給額は役職名に応じて2,500円～4,000円	同じ	—	9千円	9,000円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日(祝日、年末年始)に正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 $\frac{(\text{給料の月額} + \text{地域手当}) \times 12}{(38\text{時間}45\text{分} \times 52) - (7\text{時間}45\text{分} \times 1\text{年間の休日数})}$	同じ	—	80千円	13,333円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務した職員 1回につき 4,400円	同じ	—	—	—
寒冷地手当	平成16年10月29日から引き続き旧寒冷地に在勤する職員に対し、11月から3月まで各月支給 ※ 平成21年度以降、支給対象者なし。	同じ	—	—	—